

# ハード事業

○日本政策金融公庫等の「観光産業等生産性向上資金」

概要

事業イメージ

対象者

支援内容

日本政策金融公庫等の「観光産業等生産性向上資金」

○ 観光施設を再生し、更に地域全体でより一層魅力と収益力を高めるため、**日本政策金融公庫等の「観光産業等生産性向上資金」**について、**事業計画を策定し、生産性向上を図る観光産業事業者（卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業等）を貸付対象とし、観光施設の再生に向けた意欲的な取組を強力に支援。**

観光産業等生産性向上資金の概要		想定事例	
貸付対象	事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組を図る観光産業等を営む者（※①）	<p>&lt;サービス業（宿泊施設）&gt;</p>  <p>露天風呂付客室や個室食事処、スペースの拡大、換気機能の強化といった設備投資のための資金等</p>	
資金使途	貸付対象に掲げる者が事業計画を実施するために必要となる設備資金及び運転資金	<p>&lt;飲食サービス業（飲食店）&gt;</p>  <p>人件費削減・オーダー時の非接触化に取り組むため、スマートフォンを活用したセルフオーダーシステム等を導入するための資金等</p>	
貸付限度額	<p>【中小事業(※②)】 7億2千万円（うち運転資金2億5千万円）</p> <p>【国民事業(※③)】 7,200万円（うち運転資金4,800万円）</p>	<p>&lt;小売業（お土産屋）&gt;</p>  <p>集客力を高めるため、ロケーションを活かした周囲の景色を取り入れる改修の資金等</p>	
貸付利率	<p>基準金利から▲0.4%</p> <p>※基準利率：中小事業1.08%、国民事業2.03% （担保の有無等によって適用利率は変動）</p> <p>&lt;令和4年4月1日現在、貸付期間5年以内の標準的な利率&gt;</p> <p>※中小事業において金利引き下げとなるのは2億7千万円まで</p>		

※① 卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等であって、生産性向上に向けた事業計画を策定し、観光産業等を営むもの

※② 日本政策金融公庫中小企業事業部による融資  
主な融資：中小企業への長期事業資金等

※③ 日本政策金融公庫国民生活事業部による融資  
主な融資：小口の事業資金融資等

【貸付対象例】  
旅館業…資本金5千万円以下  
または  
従業員200人以下

【連絡先】

日本政策金融公庫各支店窓口

○地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

令和3年度経済対策関係予算額：約1,000億円

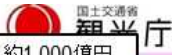
概要

事業イメージ

支援内容

地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

経済対策関係予算：約1,000億円



- 観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・DMO等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援。
- 観光地全体が裨益する大規模な改修への支援を可能とするため、予算額1,000億円を確保するほか、宿泊施設改修について、補助上限を1億円とするとともに経営体力の低い事業者に対する補助率を2/3に引き上げるといった措置を講じる。

参考：令和2年度3次補正で措置された「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」の予算額は550億円、補助上限は2,000万円、補助率は1/2  
 ※ 計画に参加する事業者において従業員の員上げに取り組む地域を優先的に採択

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体が取りまとめて作成

中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、  
 ・地域の合意形成、・地域再生のコンセプトづくり、・個別施設の改修計画の磨き上げ、・資金調達などの点について、地域の取組を国が支援（専門家派遣等の実施）

② 地域計画に基づく事業支援

地域計画に基づく、面的な観光地再生に資する事業を強力に支援

宿泊施設の高付加価値化

観光地の面的再生に資する  
 宿泊施設の大規模改修支援

補助上限1億円（補助率原則1/2（※））  
 ※ 投資余力に乏しい事業者について、一定の条件を満たしたものについては補助率2/3



観光地魅力向上のための廃屋撤去

観光地の景観改善等に資する  
 廃屋の撤去支援

補助上限1億円（補助率1/2）



観光施設改修

土産物店や飲食店等の  
 改修支援

補助上限500万円（補助率1/2）



公的施設への観光目的での改修

立地の良い公共施設への  
 カフェ等の併設などの改修支援

補助上限2000万円（補助率1/2）  
 ※ 民間への運営委託等、民間活力導入が条件



【連絡先】

観光庁 観光産業課 TEL：03-5253-8330

○サステナブルな観光コンテンツ強化事業

令和3年度予算額：  
9,988百万円の内数

概要

世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まる中、各地域に引き継がれた自然環境、文化・歴史、伝統産業等を観光資源としてフル活用し、同時に、経済・社会・環境の正の循環によりそれらの持続可能性や価値を更に高める仕組みを、観光サービス・地域づくりに実装する必要がある。地域の魅力を深く味わい、かつその持続可能性に来訪者も貢献できるような工夫を織り込んだコンテンツ造成や環境整備を支援。

事業イメージ

- 外部有識者のコーチングの下、優良なモデル事例を試行実証。
- 地域資源の維持・活用やコンテンツ造成等に必要な施設改修、物品等購入を支援。

取組事例

高架木道を活用した利用分散と受入環境整備（知床）

安全確保とヒグマの生息する豊かな自然環境との共存、ガイド付き地上歩道ツアーと自由に行ける高架木道の利用分散、質の高い体験を提供



対象者

持続可能な観光の取組を実施する

地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）・民間事業者等

対象事業

○サステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業 【調査事業】

・地域の資源やその持続可能性を支える環境・社会循環等に深く触れる体験を、ガイド等活用し、本物の希少性の高い体験として提供。併せて、得られた観光収益を保全に回す、ふるさと納税を活用するなど、幅広い受益と負担の仕組みを構築。

○サステナブルツーリズム推進のための受入環境整備 【補助事業】

・施設等の改修・整備に対する支援

例：分散型・環境負荷を抑えたツアー実施のための施設整備、地域ルール案内看板の設置等

・設備・備品の購入等に対する支援

例：地域の魅力を深く体験するツアー造成や、利用者の動線誘導のための設備・物品



## 支援内容（補助額等）

### 【調査事業】

- ・定額、上限額2,000万円/地域
- ・国費による調査事業であり、補助事業・交付金事業では無いことに留意

### 【補助事業】

#### 《施設等の改修・整備》

- ・補助率：事業費の1/2以下
- ・補助上限額5,000万円/地域  
(※金額の下限は特にありません)

#### 《設備・備品の購入》

- ・補助率：事業費の1/2以下
- ・補助上限額500万円/地域  
(※金額の下限は特にありません)

## 支援手続スケジュール（予定）

### 【調査事業】

- 令和4年1月19日 公募開始（3月7日公募終了）
- “ 4月下旬頃～5月中 選定地域公表（予定）
- “ 6月～令和5年3月 事業実施（予定）

### 【補助事業】

- 令和4年2月2日 公募開始（2月28日公募終了）
- “ 5月下旬頃～6月中 選定地域公表、交付決定（予定）
- “ 6月～令和5年3月 事業実施（予定）

## 備考

### 【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL 03-5253-8924（直通）

○地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

令和4年度予算額：  
392百万円

政府は省エネルギー、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出削減等政府方針実現のため、次世代自動車の普及を促進

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日成長戦略会議決定）

新車販売の電動化目標を設定 → 商用車は、小型新車で2030年電動車20～30%、2040年電動車・脱炭素燃料車100%。  
大型車は技術実証・水素普及等を踏まえ、2030年までに2040年目標を設定。

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）



運輸部門におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>削減 → 2030年度に2013年度比約35%減。

交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）

災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現 → 温室効果ガス排出削減、再生可能エネルギーや水素の利活用に向けた取組を加速させ、運輸部門における抜本的な脱炭素化を推進する。

- ・ 地域交通のグリーン化のため、事業用として使用する次世代自動車及び充電設備（充電設置工事費を含む）の導入支援を実施。車両価格低減及び普及率向上の実現により、段階的に補助額を低減。
- ・ 電気自動車及びハイブリッド自動車等は、災害時等において電力供給による支援が可能。

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

概要	【第Ⅰ段階】 市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	【第Ⅱ段階】 車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	【第Ⅲ段階】 通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達
補助上限	車両・充電設備等価格の1/3	車両・充電設備等価格の1/4～1/5	通常車両との差額の1/3
対象車両	燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティ 	電気タクシー、電気トラック(バン)、プラグインハイブリッドタクシー 	ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラック 

地域の計画と連携した取組みを支援するとともに、段階的に次世代自動車の本格的普及を実現

【連絡先】国土交通省 自動車局 技術・環境政策課

TEL : 03-5253-8592

## 継続（再掲）

## ソフト&ハード事業

### ○街なみ環境整備事業

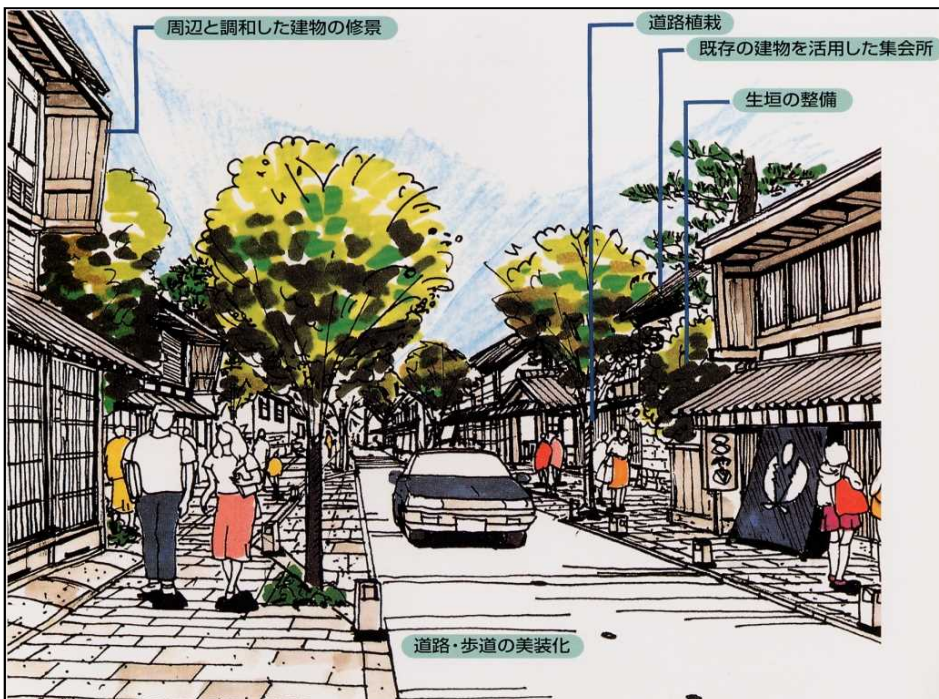
※社会資本整備総合交付金等の基幹事業

令和4年度予算額：社会資本整備総合交付金等の内数

### 概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する。

### 事業イメージ・対象事業・支援内容



#### 空家住宅等の除却

空家住宅等の除却(交付率:1/2)

#### 街なみ景観整備の助成

住宅等の修景  
(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)

#### 協議会の活動の助成

##### 協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等  
(交付率:1/2)

#### 地区内の公共施設の整備

##### 道路・公園等の整備



##### 生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



##### 公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

##### 電線地中化



(交付率:1/2)

### 対象者

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

【連絡先】国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL03-5253-8517

## ○ ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

令和4年度予算額：  
224百万円

### 概要

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援する。

### 補助対象事業者

地方公共団体、民間事業者等

### 対象事業

- **インバウンド周遊環境の整備**  
観光地における多言語対応、無料WI-FIの整備等の基本的な受入環境整備に加え、徒歩によるまちなか周遊を促すための賑わい拠点となる屋外広場の整備、ナイトタイムエコノミー環境の整備、レンタカー等による広域周遊を促すためのグランピング環境の整備等を支援する。
- **古民家等の観光資源化**  
インバウンド対応のための内装整備や、多言語対応のための設備整備等を支援する。
- **観光振興のための無電柱化**  
電線管理者が実施する無電柱化を支援する。
- **先進的なサイクリング環境整備**  
訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境の創出を図るため、官民が連携して実施する受入環境整備、情報発信等を支援する。
- **歴史的観光資源の高質化**  
歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景を支援する。

### 補助率

- インバウンド周遊環境の整備・・・ 1/2、1/3
- 古民家等の観光資源化・・・ 1/2、1/3
- 観光振興のための無電柱化・・・ 1/2
- 先進的なサイクリング環境整備・・・ 1/2
- 歴史的観光資源の高質化・・・ 1/3

【連絡先】	■インバウンド周遊環境の整備	国土交通省	観光庁	外客受入担当参事官室	TEL：03-5253-8972
	■古民家等の観光資源化	国土交通省	住宅局	市街地建築課 市街地住宅整備室	TEL：03-5253-8517
	■観光振興のための無電柱化	国土交通省	道路局	環境安全・防災課	TEL：03-5253-8495
	■先進的なサイクリング環境整備	国土交通省	道路局	参事官	TEL：03-5253-8497
	■歴史的観光資源の高質化	国土交通省	都市局	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室	TEL：03-5253-8954



## 事業イメージ

### ■ インバウンド周遊環境の整備



- 観光スポットの多言語化
- 無料W-Fiの整備
- AIチャットボットの導入
- 公衆トイレの洋式化、洗面器の自動水栓化
- 観光案内所等の整備・改良
- キャッシュレス化
- ICTを活用したゴミ箱の整備
- ワークेशन環境の整備
- 段差の解消

等



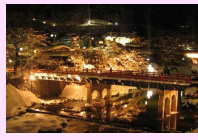
#### 徒歩によるまちなか周遊

- ・ 徒歩での観光スポット・商店街巡り、食べあるき、その地域ならではの催し、夜のまちあるきなどを楽しむ環境を整備

- 賑わい拠点となる屋外広場の整備
- ナイトタイムエコノミー環境の整備
- 混雑状況の見える化



ナイトマーケット



町並みのライトアップ



#### レンタカー・レンタサイクルによる広域周遊

- ・ レンタカーやレンタサイクルでの観光スポット巡り、コト消費などを楽しみ、滞在できる環境を整備

- グランピング環境の整備
- EV急速充電器の整備



### ■ 古民家等の観光資源化



(宿泊施設、茶道等体験施設への内装改修)

- ・ 古民家等の歴史的建築物における設備整備
- ・ 古民家等の活用に向けた内装整備及び内装整備と併せて実施する簡易な耐震補強
- ・ 古民家等の広報方針の策定
- ・ 外国人観光客へのプロモーション活動

### ■ 観光振興のための無電柱化



### ■ 先進的なサイクリング環境整備



多言語案内看板

- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 魅力づくり
- 情報発信



サイクルラックの設置

### ■ 歴史的観光資源の高質化

歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に対し支援を行う。

- 歴史的な景観に配慮した建造物
- まちなみを阻害する建築物の除却



整備前



整備後

## ○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

令和4年度予算額：  
2,706百万円

### 概要

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。

### 補助対象事業者

地方公共団体、民間事業者等

### 対象事業

#### （1）観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組の支援

訪日外国人旅行者に対し、災害など非常時も含めた安全・安心な旅行環境の整備を図るため、以下を支援。

- ①感染症対策の充実  
観光案内所、観光施設等における感染拡大防止対策の強化。
- ②災害時の避難所機能の強化  
観光案内所、観光施設等における避難所機能の強化。
- ③災害時・急病時の多言語対応強化  
観光案内所、観光施設、外国人受入可能な医療機関等の多言語対応の強化。

#### （2）宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

- ・全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施するWi-Fi整備、客室や共用部のバリアフリー化の推進、「新しい生活様式」に対応した感染症対策等に関する個別の取組を支援。

#### （3）移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

- ・ストレスフリー・快適な交通利用環境を実現するため、多言語表記、多言語案内用タブレット端末の導入、無料Wi-Fiの整備、トイレの洋式化及び機能向上、全国共通ICカード・QRコード決済等の導入、旅客施設や車両等の移動円滑化、感染症対策等を支援。




### 補助率

- (1)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1/2
- (2)・・・・・・・・・・・・・・・・ 基本的ストレスフリー環境整備：1/3  
バリアフリー環境整備：1/2
- (3)・・・・・・・・・・・・・・・・ 2/3、1/2、2/5、1/3、1/4等  
(交通サービス調査事業は上限1,000万円)

【連絡先】	(1)インバウンド安全・安心対策推進事業	国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室	TEL: 03-5253-8972
	(2)宿泊施設インバウンド対応支援事業	国土交通省 観光庁 観光産業課	TEL: 03-5253-8330
	(3)交通サービスインバウンド対応支援事業	国土交通省 総合政策局 地域交通課	TEL: 03-5253-8396

## 事業イメージ








### ○観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組を支援

<p>■感染症対策の充実</p> <p>アクリル板の設置 足踏式手指消毒器等の設置 サーモグラフィー等の導入</p>  <p>等</p>	<p>■災害時の避難所機能の強化</p> <p>非常用電源装置の設置 防災トイレの整備 無料Wi-Fiの整備</p>  <p>等</p>
<p>■災害時・急病時の多言語対応強化</p> <p>デジタルサイネージの整備 翻訳機器等の整備</p>  <p>等</p>	

### ○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

<p>■基本的ストレスフリー環境整備</p>			
<p>無料Wi-Fiの整備</p> 	<p>案内表示の多言語化</p> 	<p>タブレット端末の整備</p> 	<p>決済端末等の整備</p>  <p>等</p>
<p>■バリアフリー環境整備</p>			
<p>客室のバリアフリー化</p> 	<p>浴室のバリアフリー化</p> 	<p>食堂の段差の解消</p> 	<p>トイレのバリアフリー化</p>  <p>等</p>
<p>サーモグラフィ等の導入</p> 	<p>DXを活用した非接触型チェックインシステムの導入(※)</p> 	<p>混雑状況の「見える化」</p> 	
<p>※これに付帯する宿泊情報管理システム等を含む</p> <p>等</p>			

### ○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

<p>多言語表記</p> 	<p>多言語案内用タブレット端末等の整備</p> 	<p>無料Wi-Fiの整備</p> 	<p>トイレの洋式化及び機能向上</p> 
<p>全国共通ICカード、QRコード決済等の導入</p> 	<p>移動円滑化</p> 	<p>感染症対策</p>  <p>等</p>	



○官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業  
(官民連携基盤整備推進調査費)

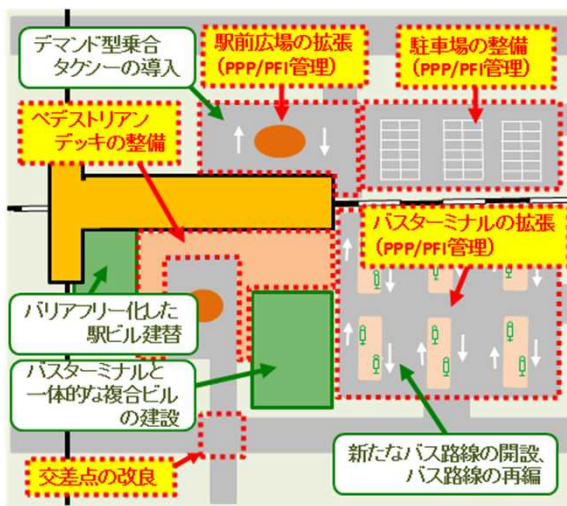
令和4年度予算額：  
331百万円

概要

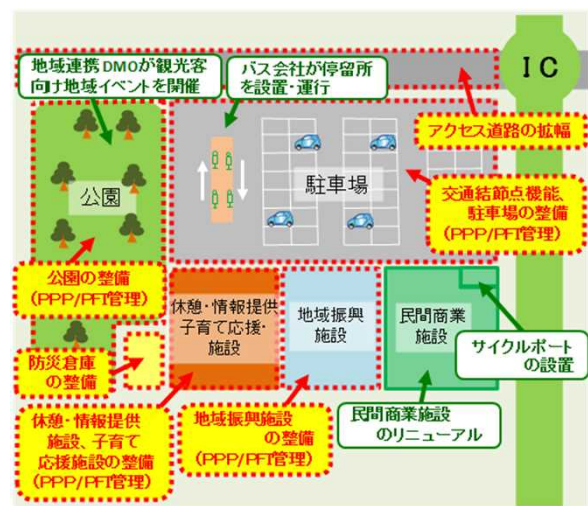
観光振興等の地域活性化に資することを目的として、民間事業活動と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備の事業化検討について、都道府県・市町村に対して、調査費補助を行っています。

事業イメージ

〈事例〉交通結節機能強化のための駅周辺整備の検討



〈事例〉広域観光拠点整備の検討



凡例： 基盤整備  民間事業活動

対象者

地方公共団体（都道府県、特別区、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む））

対象事業

民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備事業（道路、河川、海岸、港湾、都市公園、都市整備、空港等の公共土木施設）の事業化に向けて必要な調査検討の経費

① 施設整備の内容に関する調査

（基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等）

② 上記①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査

（PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFMの算定等）



## 支援内容

補助率： 1 / 2

令和4年度は、下記の調査を重点支援します。

- ・ PPP/PFIの推進に資する調査（特にインフラの包括的運営の調査検討）
- ・ 広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査

## 昨年度からの変更のポイント

重点支援する調査のうち、「広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査」については、昨年度から変更なし

## 支援手続スケジュール（予定）

**年間3回の募集を予定**しています（応募状況により、変更する場合があります）

①国土交通省への応募書類の提出

（予定：第1回募集 1月下旬～2月中旬、  
第2回募集 2月下旬～4月中旬、  
第3回募集 6月中旬～7月上旬）

②審査

（国土交通省における審査、財務省との協議）

③内定

（予定：第1回募集 4月下旬、  
第2回募集 6月下旬、  
第3回募集 8月下旬）

④交付申請

⑤交付決定（内定後、約2週間）

## 備考

ホームページ：

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>

**【連絡先】 国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室**

TEL: 03-5253-8111(内線29-916) 03-5253-8360(直通)

Mail: hqt-chouseisitu@gxb.mlit.go.jp

○離島活性化交付金

令和4年度予算額  
1,296.1百万円

令和3年度補正予算額  
260百万円

概要

離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、観光の拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施など、観光の推進による交流の拡大を支援する。

事業イメージ

離島活性化交付金		
<p>◆事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体                      ◆対象事業:以下の事業メニューに該当するもの                      ◆補助率:都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内                      民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内                      (国の負担額、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)                      ※流通効率化関連施設整備等事業は、民間団体であっても1/2以内                      ※特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内                      (国の負担額、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)</p> <p>◆事業期間:原則として3年以内                      ◆成果目標:あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定</p>		
<p>○「定住促進」事業</p> <p><b>産業活性化事業</b>                      ・雇用機会の創出のための戦略産品開発                      ・戦略産品の移出に係る輸送費支援                      ・原材料等の移入に係る輸送費支援                      ※輸送費支援は、3年経過後も同品目による継続可能。</p> <p><b>定住誘引事業</b>                      ・U・J・Iターン希望者のための情報提供                      ・空家改修等の人材受入のための施設整備                      ・既存施設のシェアオフィス等への改修                      ・定住希望者の生活上必要な知識の習得機会の提供</p> <p><b>流通効率化関連施設整備等事業</b>                      ・倉庫、荷さばき施設、荷役機材、冷凍・冷蔵庫の整備                      ・品質・衛生管理高度化機材の整備(特定有人国境離島地域のみ)</p>	<p>○「交流促進」事業</p> <p><b>離島における地域情報の発信</b>                      ・PR映像、パンフレットの制作                      ・イベントにおけるPR活動</p> <p><b>交流拡大のための仕掛けづくり</b>                      ・観光地域づくり推進主体立上げ                      ・滞在交流型観光のプログラム作成                      ・交流人口の拡大に必要なトイレ改修</p> <p><b>島外住民との交流の実施の推進</b>                      ・離島留学(寄宿舎運営費等・寄宿舎整備費)、交流イベント開催</p>	<p>○「安全安心向上」事業</p> <p><b>防災機能強化事業</b>                      ・避難施設整備                      ・既存防災拠点の改修等                      ・避難路、案内板等簡易な施設の整備                      ・緊急時物資等輸送施設の整備                      ・災害応急対策施設の整備                      ・感染症対策等の隔離施設及び物品等の整備</p> <p><b>計画策定等事業</b>                      ・地域防災計画修正事業                      ・災害時エネルギー確保のための調査・計画策定</p>

対象者

都道府県、市町村、一部事務組合

対象事業

- 「定住促進」事業・・・雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・Iターン希望者のための情報提供、空家改修等の人材受入のための施設整備、流通効率化関連施設整備など
- 「交流促進」事業・・・離島における地域情報の発信、交流拡大のための仕掛けづくり、当該住民との交流の実施の推進など
- 「安全安心向上」事業・・・防災機能強化事業、防災計画策定等事業など

## 支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）

流通効率化関連施設整備等事業については、1/2以内

特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10以内

（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えない額までとする。）

## 昨年度からの変更のポイント

離島留学のための寄宿舍の新たな整備、既存施設の改修が可能となります。

## 支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

**【連絡先】** 国土交通省 国土政策局 離島振興課 TEL：03-5253-8421

○地域再生制度

概要

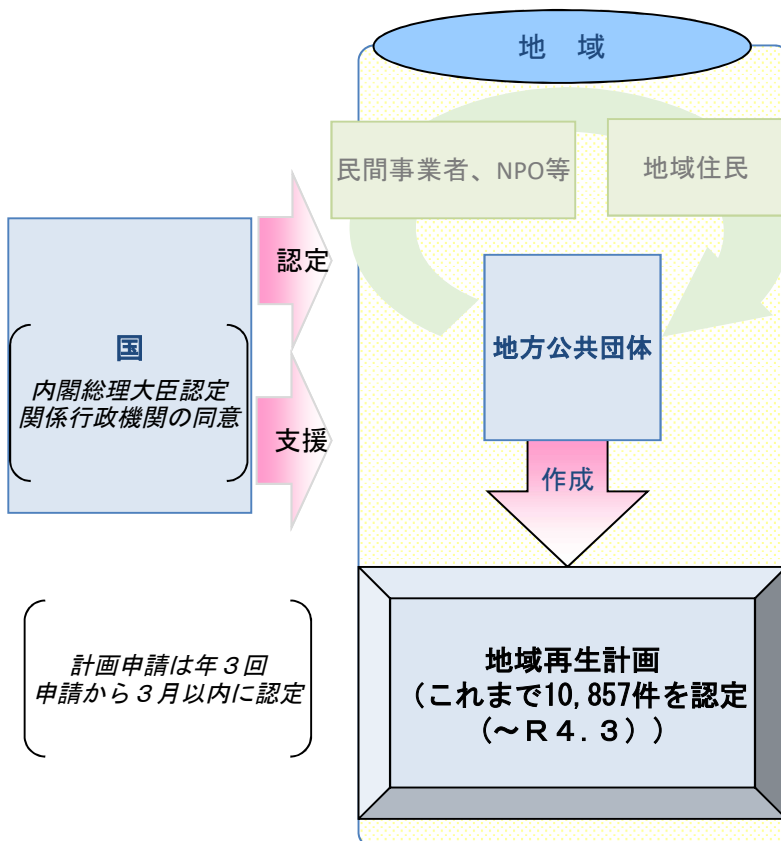
地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。

事業イメージ

○地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○地域再生計画の認定プロセス



主な支援措置メニュー

- ① 地方創生推進交付金（H28創設）
- ② 地方創生拠点整備交付金（H28創設）
- ③ 地方創生整備推進交付金（道・污水处理施設・港）  
（H17創設、H28改正）
- ④ 企業版ふるさと納税  
（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）（H28創設）
- ⑤ 地域再生支援利子補給金（H20創設）
- ⑥ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等  
（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）  
（H27創設、H30改正）
- ⑦ 地域再生エリアマネジメント負担金  
（地域来訪者等利便増進活動計画）（H30創設）
- ⑧ 商店街活性化促進事業（H30創設）
- ⑨ 「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例  
（地域再生土地利用計画）（H27創設）  
（小さな拠点税制）（H28創設、H30改正）
- ⑩ 生涯活躍のまち形成事業（H28創設）
- ⑪ 地域住宅団地再生事業（R1創設）
- ⑫ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業（R1創設）
- ⑬ 民間資金等活用公共施設等整備事業  
（民間資金等活用事業推進機構（PF推進機構）の業務特例）（R1創設）
- ⑭ 補助対象施設の有効活用  
（財産処分制限に係る承認手続の特例）（H17創設）等



## 対象者

地方公共団体又は地方公共団体の組合

## 対象事業

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を実施するための事業。具体的には認定地域再生計画に記載された支援措置を活用して実施する事業。なお、地域再生計画の認定基準は以下のとおり。

- 地域再生計画の認定基準（地域再生法第5条第15項）
  - 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
  - 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
  - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

## 支援内容

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策は、地域再生基本方針別表のとおり。

詳細はこちら

( [https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kekka/220331/02\\_220513\\_kihonhoushin\\_beppyu.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kekka/220331/02_220513_kihonhoushin_beppyu.pdf) )

### 【観光地域づくりに資する施策】

- 地方創生推進交付金（内閣府）
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府）
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）
- 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等（内閣府）
- 農山漁村振興交付金（農林水産省）
- 補助対象施設の有効活用 等

## 支援手続スケジュール（予定）

- 毎年度5月、9月、1月頃 地方公共団体から地域再生計画の認定申請受付
- 毎年度7月、11月、3月頃 内閣総理大臣が地域再生計画を認定

### 【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 地域再生担当 TEL : 03-5510-2474

○地方創生推進交付金

令和4年度予算額：  
100,000百万円

概要

地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国から交付金を直接交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。

事業イメージ

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

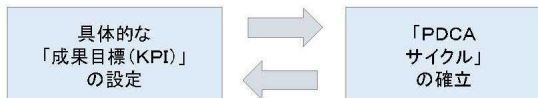
4年度予算額 1,000.0億円  
(3年度予算額 1,000.0億円)

事業概要・目的

○デジタル田園都市国家構想による地方活性化をはじめ、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な取組を支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます)

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
  - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成例)しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
  - ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	6事業 ※広域連携事業は3事業まで追加可
中核中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	5事業 ※広域連携事業は2事業まで追加可
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	4事業 ※広域連携事業は1事業まで追加可

※Society5.0タイプは都道府県・中核中核都市・市町村ともに交付上限額(国費)3.0億円、申請上限件数の枠外

- ③わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
    - ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
  - ④複数年度にわたる施設整備事業(本交付金のうち70億円を地方創生拠点整備交付金として措置（令和3年度から20億円の増額）)
- 【デジタルシフトへの対応】
- 先駆タイプ（最長5年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、申請の要件とします。
  - 横展開タイプ（最長3年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、原則として、申請の要件とします。
  - 地方創生拠点整備交付金については、補正予算分と同様とします（審査において一定の加点を付与、効果促進事業の割合の上限を一定の引上げ）。
- 【わくわく地方生活実現政策パッケージにおける地方創生移住支援事業の拡充】
- 移住支援金について、これまでの単身最大60万円、世帯最大100万円に加え、世帯で移住する際に、18歳未満の帯同人数×最大30万円の子育て世帯加算を拡充。

期待される効果

○地方における安定的な雇用創出、地方への新しいひとの流れ、「まち」の活性化など地方創生の推進に寄与する先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を通じて、地方創生の充実・強化につなげます。

対象者

地方公共団体

## 対象事業

地方創生の推進を目的として、地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業であり、具体的には以下のような分野を想定

- (1) しごと創生                      ローカルイノベーション、ローカルブランディング、ローカルサービス生産性向上 等
- (2) 地方への人の流れ              移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
- (3) 働き方改革                      若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
- (4) まちづくり                      コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化 等

## 支援内容

地域再生法第5条4項1号に基づく地域再生計画に記載されている事項に対して、国から、地方創生推進交付金（補助率：1/2）を交付。

## 昨年度からの変更のポイント

特になし

## 支援手続スケジュール（予定）

- 2022年5月上中旬    第2回募集の事務連絡発出
- 2022年6月中旬      第2回募集の申請の受付

**【連絡先】**    内閣府 地方創生推進事務局  
地方創生推進交付金担当    TEL:03-3581-4213

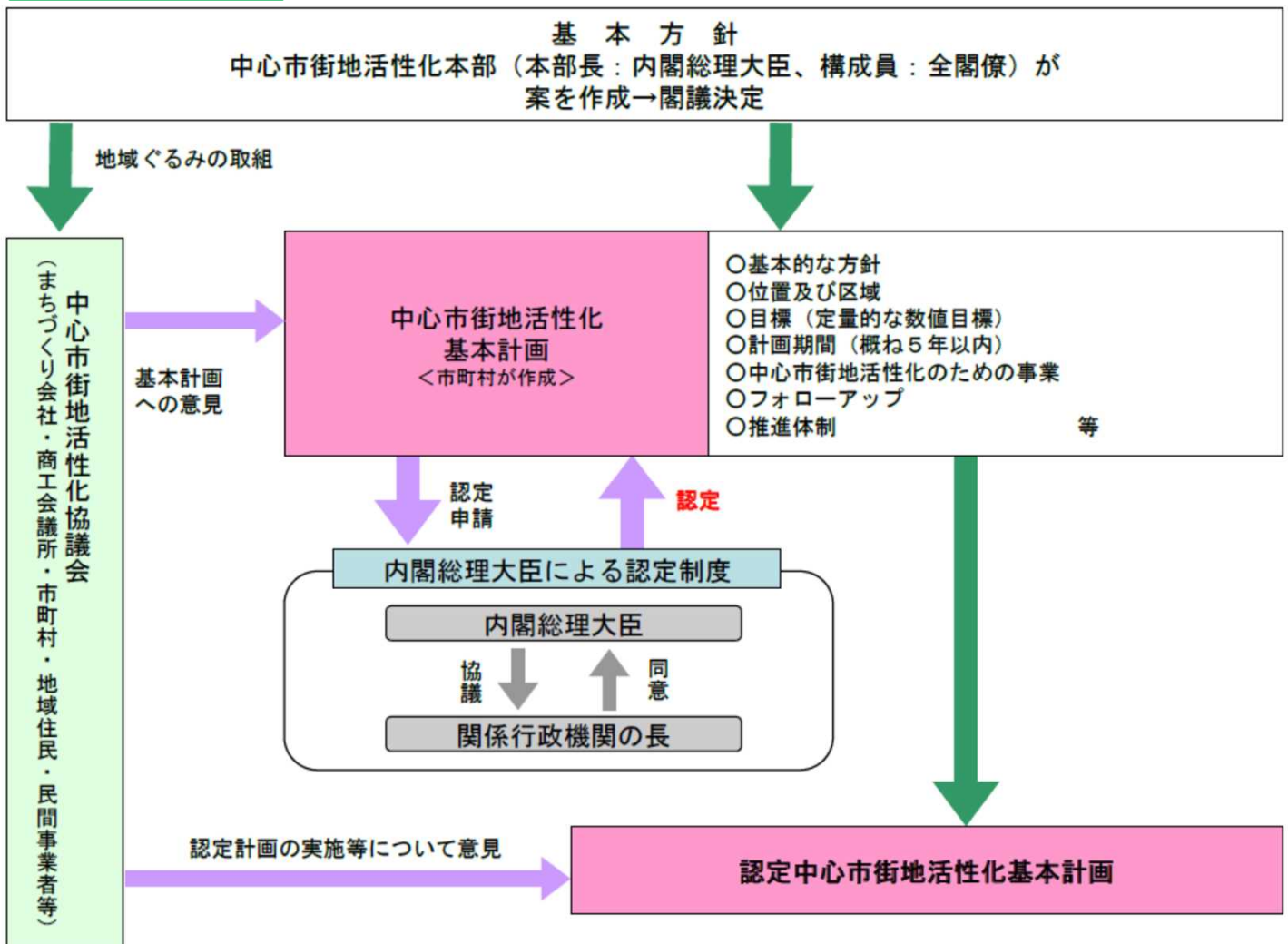
○ 中心市街地活性化制度

令和4年度予算額：  
19百万円

概要

- 【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

事業イメージ



対象者

中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業主体  
(地方公共団体、まちづくり会社、民間事業者等)



## 対象事業

- 市街地の整備改善
- 都市福利施設の整備
- まちなか居住の推進
- 経済活力の向上

## 支援内容

- 中心市街地共同住宅供給事業（国土交通省）
- 社会資本整備総合交付金（国土交通省）  
（暮らし・にぎわい再生事業）
- 地域商業機能複合化推進事業（経済産業省）
- 中心市街地活性化ソフト事業（総務省） . . . 等

## 支援手続スケジュール（予定）

☆内閣府や地方支分部局への事前相談の開始（認定を目指す前々年度から）

- 認定を目指す前年度まで
  - ・地域の現状分析、住民等のニーズの把握
  - ・地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置
- 認定を目指す年度
  - 4月 : 計画概要の提出
  - 5月～6月 : 内閣府幹部ヒアリング
  - 7月～11月 : 計画内容の調整、現地視察、国の支援措置について地方支分部局と調整
  - 12月 : 計画案の完成
  - 1月～2月 : 各省調整、申請、各省協議
  - 3月末 : 認定

※例年、3月末認定の他、市町村からの要望に応じて、6月及び11月頃の認定も行っています。

## 備考

- 地方創生ホームページ  
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/index.html>

### 【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 中心市街地活性化担当  
TEL：03-5253-2209

## ○地域公共交通確保維持改善事業

令和4年度予算額：  
20,692百万円

### 概要

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援する。  
（上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化（令和2年11月27日施行）

### 事業イメージ

#### 地域公共交通確保維持事業 （地域の実情に応じた生活交通の確保維持）

##### <支援の内容>

- 幹線バス交通や地域内交通の運行
  - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
  - ・過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
  - ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援
- 離島航路・航空路の運航
  - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



#### 地域公共交通バリア解消促進等事業 （快適で安全な公共交通の実現）

##### <支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロック等の整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



#### 地域公共交通調査等事業 （持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画策定等の後押し）

##### <支援の内容>

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査

### 対象者

交通事業者等（地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提）、地域における協議会又は地方公共団体

## 対象事業

- ① **地域公共交通確保維持事業**
- ② **地域公共交通バリア解消促進等事業**
- ③ **地域公共交通調査等事業**

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業（地域鉄道の上下分離、利便性向上・運行効率化等のためのバス路線の再編、旅客運送サービス継続のためのデマンド型等の多様なサービスの導入等）について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し（地域公共交通協働トライアル推進事業）

## 支援内容（補助率等）

- 地域公共交通確保維持事業・・・1/2等
- 地域公共交通バリア解消促進等事業・・・事業費の1/3等
- 地域公共交通調査等事業・・・1/2

※国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業に対しては、補助要件の緩和等により支援内容を充実

## 支援手続スケジュール（予定）

最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。（下記URL参照）

## 備考

参考URL：

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html)

### 【連絡先】

国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL 03-5253-8396

○ローカル10,000プロジェクト  
(地域経済循環創造事業交付金)

令和4年度予算額:  
500百万円の内数

概要

産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援する。

事業イメージ

対象経費は、  
・施設整備費  
・機械装置費  
・備品費

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域資源を活かした持続可能な事業
- ・行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・高い新規性・モデル性がある事業
- ・地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・公費による交付額以上
- ・無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己資金等

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3, 3/4

重点支援(嵩上げ)

- ・「デジタル技術」国費10/10
- ・「ローカル脱炭素」国費3/4

(例) 廃校を活用したグランピング施設整備事業



これまでの実績  
(440事業、354億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む))

公費交付額 125億円、融資額 175億円、自己資金等 54億円

(R3年度末時点)

対象者

地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、助成を行う地方公共団体に交付金を交付



## 対象事業

地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の循環効果を創出する事業であり

- ・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること
- ・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること
- ・地域金融機関から受ける融資額が公費による交付額(国費+地方費)と同額以上であること
- ・地域金融機関から、無担保(交付金事業により取得する財産に担保権を設定する場合を除く。)・無保証の融資を確保すること(事業キャッシュフローの継続的な把握によるコンサルティング機能が発揮されること)

## 支援内容(補助率等)

### ○公費による交付額の上限

→ 原則2,500万円

融資額又は出資額が公費による交付額の

- ・1.5倍以上2倍未満の場合：3,500万円
- ・2倍以上の場合：5,000万円

### ○補助率

→ 原則、公費による交付額の1/2

条件不利地域で財政力の弱い市町村(財政力指数0.5未満) は2/3  
特に財政力の弱い市町村(財政力指数0.25未満) は3/4

## 重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】
- ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

## 支援手続スケジュール(予定)

実施計画書提出を随時受付、毎月10日提出〆切、翌月下旬交付決定

### 【連絡先】

総務省 地域力創造グループ 地域政策課 TEL: 03-5253-5523

## ○かわまちづくり支援制度

令和3年度補正予算額：  
都市水環境整備7,714百万円の内数  
社会資本整備総合交付金54,720百万円の内数

令和4年度予算額：  
都市水環境整備24,874百万円の内数  
社会資本整備総合交付金581,731百万円の内数

## 概要

- 河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

## 事業イメージ

(水辺整備の例)

- ・河川管理者による護岸整備や管理用道路整備等と民間事業者等が連携した水辺空間を創出し、地域活性化を図る。

### 【実施事例】



閑上地区かわまちづくり(名取川/名取市)



※完成イメージ

中津川市かわまちづくり(千旦林川/中津川市)

### 【「かわまちづくり」の流れ】

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



## 対象者

市町村、民間事業者、市町村を構成員に含む法人格のない協議会

## 対象事業

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

## 支援内容

### ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

#### 都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



遊歩道の民間活用  
(道頓堀川/大阪市)

オープンカフェの設置  
(京橋川/広島市)

#### 先進的な取組の情報提供



民間事業者との連携  
(北十間川/墨田区)

賑わい拠点の整備  
(五ヶ瀬川/延岡市)

### ハード施策による支援

- ・治水及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。  
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用  
(最上川/長井市)



親水護岸の利用  
(新町川/徳島市)

## 支援手続スケジュール (予定)

- ① 推進主体が河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、各地方整備局等を経由して水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請
  - ② 水管理・国土保全局長が「かわまちづくり計画」の実現可能性等を勘案の上、登録
- ※登録については8月下旬の予定

### 【連絡先】

かわまちづくりよろず相談窓口(略称『かわよろず』)

[hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp)

セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

TEL: 03-5253-8447



○国立公園等多言語解説等整備事業

令和4年度予算額：  
2,201百万円の内数

概要

国立公園、国定公園等の案内板や展示物における多言語解説の媒体整備を支援するもの。

事業イメージ



国立公園等多言語解説等整備事業

【背景・課題】

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、利用者の多様な言語には未対応であり、国定公園等では英語解説文整備が十分進んでいない。訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高めるには、国立公園、国定公園等の自然体験拠点において取り組みを進める必要がある。

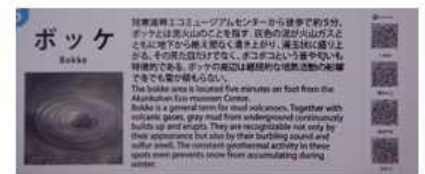
【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICTなども活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

【事業実施スキーム】

- <直轄> 環境省 → 民間事業者
  - <補助> 環境省 → 中間執行団体  
→ 地方公共団体、観光協会やDMO等の団体、民間事業者等
- 補助率：2/3

- ※国立公園の場合、観光庁多言語事業で作成された英語解説文の活用を補助要件とする（単純な翻訳で済むもの（例：注意喚起用の看板）を除く）
- ※国立公園以外で多言語解説文作成を行う場合は、観光庁の作成指針等を活用すること等を補助要件とする



Uni-voiceを活用した4言語による自然解説

（令和4年度見直し内容）

補助事業で3言語以上の解説文整備を行う場合、言語数に応じて加算する

【効果】

各国立公園等にて魅力的な多言語解説が整備されることによる、訪日外国人の国立公園、国定公園等での体験滞在の満足度の向上、滞在の長時間化、ひいては消費額の増大に資する。



多様な媒体を活用し国立公園等の魅力を多言語で解説

対象者

地方公共団体、観光協会・DMO等の団体、民間事業者等

※国立公園で多言語解説文作成を行う場合は、観光庁が実施する「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」において作成する英文解説文を活用することが必要。国立公園以外で多言語解説文作成を行う場合は、観光庁の作成指針等を活用すること等を要件とする。



## 対象事業

これまでの観光庁多言語事業とも連携しつつ、国立公園、国定公園等の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICTなども活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

(想定される媒体)

- ・多言語解説文(国立公園以外が対象)
- ・案内板・解説板
- ・標識(解説板と一体的に整備するもの)
- ・ビジターセンター等の展示
- ・デジタルサイネージ(コンテンツ制作を含む)
- ・タブレット端末(コンテンツ制作を含む)
- ・WEBサイト(2次元コード等との連動を含む)
- ・パンフレット等(2次元コード等との連動を含む)

※国立公園、国定公園等に関連する内容を含み、公園への誘客を促すものであれば、公園区域外の駅・バスターミナル・道の駅等の拠点等で実施する事業も補助対象

## 支援内容

交付対象経費の2/3を助成(予定)

## 昨年度からの変更のポイント

補助事業で3言語以上の解説文整備を行う場合、言語数に応じて加点する。

## 支援手続スケジュール(予定)

令和4年5月以降に公募開始予定。

**【連絡先】 環境省自然環境局国立公園課**  
**TEL : 03-5521-8279**

○ 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

令和4年度予算額：  
2,201百万円の内数

概要

国立公園内の利用拠点における滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点上質化整備等を行うことにより、外国人訪問者の国立公園での体験滞在の満足度を向上させる事業に対する補助。

事業イメージ

地方公共団体・民間事業者等に対する補助事業（補助率：1/2（一部2/3））

【事業内容】

I 利用拠点計画策定

地元自治体（都道府県、市町村）が主体となり、環境省や既存民間事業者等と協議して策定

<継続>

計画策定補助をタイプ分けし、協議会を設置して自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画を策定するタイプは補助率2/3とし、従来タイプは補助率1/2のままとする(拡充)

- |          |   |                                     |                                |
|----------|---|-------------------------------------|--------------------------------|
| II<br>事業 | ① 廃屋の撤去<br>民間事業者の導入を前提とした撤去   | ② インバウンド機能向上<br>Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化 | ③ 文化的魅力の活用<br>地域文化が体感できるまちなみ改善 |
|          | ④ 既存施設の観光資源化<br>利用が停止又は利用機会が減少した施設のインバウンド受入環境整備を前提とした施設の機能転換または強化のための内装及び設備(文化資源活用または体験・学習ツアーと連携して実施) |                                     |                                |
|          | ⑤ ワークーション受入事業支援<br>ワークーションの実施を前提とした内装及び設備整備（体験・学習ツアーと連携して実施）  |                                     |                                |
|          | ⑥ 引き算の景観改善<br>利用拠点の景観改善のための無電柱化、通景伐採及び駐車場舗装面の緑地化。   |                                     |                                |

【事業実施スキーム】

直轄事業（Ⅱ①のみ）、  
補助事業（補助率：1/2、**2/3(拡充)**）

【効果】

外国人旅行者の満足度向上、滞在時間、リピーター増加  
+ まずは国内旅行者増による地域経済と雇用の下支え・回復

対象者

- ・ 地方公共団体（都道府県、市町村）  
（※対象事業のうちの①②）
- ・ 民間企業
- ・ 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人
- ・ 観光協会・広域観光推進機構、その他協議会等  
（※対象事業のうちの②に限る）

## 対象事業

### ①国立公園利用拠点計画策定支援

### ②国立公園利用拠点上質化整備

#### 1. 廃屋撤去事業

・撤去後の跡地が地域活性化のための利用に供される廃屋の撤去

#### 2. インバウンド対応機能強化

・多言語サイン・標識の整備

・公衆無線LAN環境整備

・トイレ洋式化

#### 3. 文化的まちなみ改善

利用拠点における文化的資産への国立公園利用者の誘導、文化的資産との連携の効果を発揮する外構修景、建築外観修景、建築設備等修景等を行うもの

#### 4. 既存施設観光資源化促進

既存の国立公園利用サービス施設に対し、インバウンド受け入れを前提とした施設の機能転換または機能強化のための内装整備及び設備整備を行う事業

#### 5. ワークーション受入事業支援

国立公園利用サービス施設において、ワークーションの実施を前提とした内装整備及び設備整備を行う事業

#### 6. 無電柱化など引き算の景観改善

無電柱化や通景伐採、駐車場アスファルト舗装面の緑地化による「引き算」の取組により、国立公園利用拠点の景観を良好なものに改善する事業

## 支援内容

事業費の1/2を上限に助成（対象事業の①のうち改正自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画の策定支援については2/3を上限に助成）

対象エリアは以下のとおり。

自然公園法第36条に基づき指定された集団施設地区内、又は自然公園法第20条に基づき指定された特別地域内において国立公園利用者サービスを提供する施設が集積している地域

## 昨年度からの変更のポイント

改正自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画の策定支援については補助率を優遇

## 支援手続スケジュール（予定）

令和4年4月28日（木）～5月27日（金）

**【連絡先】** 環境省自然環境局国立公園課  
TEL : 03-5521-8278

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

令和4年度予算額：  
1百万円

概要

※令和3年度補正予算事業（約100億円の内数）も活用

スノーリゾートは地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツ。スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。

事業イメージ



アフタースキーを楽しめる環境を整備し、外国人観光客の長期滞在を促進



ICゲートシステムの導入により、複数スキー場への周遊を促進



グリーンシーズンも楽しめる環境を整備し、通年での誘客を促進

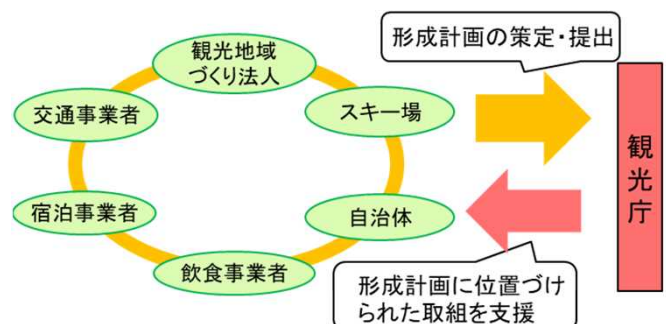


高性能な降雪機の導入により、営業期間を最大化・明確化

対象者

観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

※インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルが高い地域の「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」に位置づけられた事業の実施主体に限る。





## 対象事業

地域の関係者が一体となって策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」に位置づけられた以下の取組

- アフタースキーのコンテンツ造成
- グリーンシーズンのコンテンツ造成
- 受入環境の整備

(多言語対応、Wi-Fi整備、キャッシュレス対応、公衆トイレの洋式化等)

- 外国人対応可能なインストラクターの確保

- 二次交通の確保 (スキー場間の周遊等のためのバス運行の実証実験)

- 情報発信 (プロモーション資材の作成等)

- スキー場インフラの整備

(高機能な降雪機の導入、ICゲートシステムの導入、レストハウス等の改修・撤去)

※訪日外国人旅行者の誘客に地域一丸となって取り組む地域に絞って支援

## 支援内容

上記の対象事業に要する経費のうち、1/2を支援

## 支援手続スケジュール

5月中：公募（予定）

7月中：交付決定（予定）

### 【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光地域振興課 TEL 03-5253-8328

○海洋周辺地域における訪日観光の魅力向上及び安全安心な再開促進事業

令和4年度予算額：  
74百万円の内数

○海洋周辺地域における訪日観光促進事業

令和3年度補正予算額：  
9,988百万円の内数

概要

訪日観光のポテンシャルを有している海洋周辺地域への訪日観光を促進し、地域の活性化を図るため、地方公共団体等が行う感染症対策を踏まえたツアーやイベント等の観光コンテンツの磨き上げや関連する受入環境整備、災害からの訪日観光客の安全確保の取組みに要する経費の一部を補助する。

事業イメージ

観光コンテンツの磨き上げ



オープンエアを活用した  
交流拠点の形成・イベント開催



プライベート感を重視したツアーの形成



諸外国への情報発信

訪日観光客受入環境整備(※)



Wi-Fi整備



多言語対応



洋式トイレ化



キャッシュレス対応



プロムナード整備

災害からの安全確保



多言語避難誘導



多言語防災ハンドブック等

※磨き上げを実施した観光コンテンツに関するもの  
(本補助金の活用等により並行して実施するものを含む)に限る

## 対象者

- ・港湾管理者
- ・地方公共団体
- ・民間事業者（観光地域づくり法人（DMO）を含む）
- ・上記により構成されるコンソーシアム

## 対象事業

- 観光コンテンツの磨き上げ
  - ・旅行者のニーズの変化を捉えたツアー造成・販売に係る試行（事前調査、二次交通の実証を含む）及び海洋周辺地域のイベントへの訪日外国人の誘客促進（諸外国に対する情報発信を含む）
  - ・AR等の先進的な体験型観光の導入等の感染症対策にも資する魅力的な観光コンテンツ・情報コンテンツの造成（諸外国に対する情報発信を含む）
- 受入環境整備
  - ・船・船の発着場所・観光資源におけるICTを活用した多言語情報発信、環境整備
  - ・災害からの訪日観光客の安全確保

## 支援内容

予算の範囲内で各事業の1/3以内

## 昨年度からの変更のポイント

- 旅行者のニーズの変化を捉えた実証的なコンテンツが含まれるものにフォーカスして支援
- 通常の観光情報に加え、感染症対策の状況等の情報発信を合わせて実施

## 支援手続スケジュール（予定）

<2次公募>

公募：令和4年6月頃

審査：令和4年7月頃

通知：令和4年7月下旬頃

### 【連絡先】

国土交通省 港湾局 産業港湾課 クルーズ振興室 TEL:03-5253-8672  
海事局 内航課 TEL:03-5253-8625

- 自然環境整備交付金事業
- 環境保全施設整備交付金事業

令和3年度当初予算額：1,657百万円  
令和4年度予算額：1,867百万円

概要

国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりに寄与することを目的としている交付金事業。

事業イメージ

### 自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金

背景・目的	事業概要	事業目的・概要等
<p>政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のため、地方公共団体が行う国立公園、国定公園等の整備を支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然環境整備交付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立公園整備事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立公園における利用施設の国際化対応や老朽化対策のための公園事業施設の整備</li> </ul> </li> <li>○ 国定公園等整備事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国定公園における公園事業施設及び生態系維持回復事業に係る施設の整備</li> <li>・ 長距離自然歩道（国立・国定公園区域と重複する区間を除く）の歩道、標識等の整備</li> <li>・ 国指定鳥獣保護区（既着手事業の区域に限る）の自然再生施設の整備及び調査等</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 環境保全施設整備交付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立公園における利用施設の長寿命化に資する施設整備</li> </ul> </li> </ul>	<p>地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりに寄与する。</p>
<p><b>事業スキーム</b></p> <pre> graph LR     Env[環境省] -- 交付 --&gt; Pref[A県]     Env -- 交付 --&gt; Pref[B県]     Pref -- "【都道府県の裁量で配分】" --&gt; Pref[A県]     Pref -- "【都道府県の裁量で配分】" --&gt; Pref[B県]     Pref[A県] -- "【一般競争入札等】" --&gt; Mkt[民間企業等]     Pref[B県] -- "【一般競争入札等】" --&gt; Mkt                     </pre> <p>※負担割合：国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業 総事業費の2分の1 国定公園等整備事業 総事業費の100分の45</p>	<p><b>期待される効果</b></p> <p>地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりに寄与する。</p>	
<p><b>イメージ</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%;"> <p>国立公園整備事業</p> <p>(公衆トイレの洋式化)</p> <p>(標識等の多言語表記)</p> <p>(老朽化した落下防止柵の再整備)</p> <p>(利用が多い荒廃歩道の再整備)</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>国定公園等整備事業</p> <p>(植生保護のためのシカ柵の整備)</p> <p>(公衆トイレの整備)</p> <p>(長距離自然歩道の整備)</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>長寿命化対策整備事業</p> <p>(ビジターセンターの長寿命化対策)</p> <p>(展望台の長寿命化対策)</p> </div> </div>		

対象者

自然環境整備交付金又は環境保全施設整備交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村



## 対象事業

### (1) 国立・国定公園整備

公園事業として実施する道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、憩所、野営場、駐車場、棧橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等

※国立公園整備については、植生復元施設、動物繁殖施設、自然再生施設は対象外。

### (2) 国立公園及び国定公園区域外の整備

長距離自然歩道(歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等)

平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業

### (3) 国立公園施設の長寿命化対策整備

インフラ長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設

## 支援内容

(1) 自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に対し、国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業は事業費の1/2、国定公園等整備事業は45/100を上限

(2) 交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付

○交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能

○都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能

○年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能(年度間調整)

これらにより、地方の創意工夫を生かした自由度の高い事業展開と、地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能

## 支援手続スケジュール(予定)

都道府県知事より自然環境整備計画、環境保全施設整備計画を環境大臣へ提出

→ 都道府県知事より交付申請

→ 環境大臣が交付決定

→ 都道府県が事業実施

→ 都道府県知事より実績報告を環境大臣へ提出

→ 環境大臣が交付額の確定

【連絡先】 環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL 03-5521-8281

## ○歴史的資源を活用した観光まちづくり事業

令和3年度補正予算額：  
9,988百万円の内数

### 概要

歴史的資源を活用した観光まちづくり展開地域等において、地域の城寺・古民家・伝統文化等の歴史的資源を活用した観光コンテンツの造成等の支援を行う。また、事業推進の環境整備として、地域側への機運醸成や保存・活用に関わる指針を策定し、成功地域創出に寄与する。

### 事業イメージ

#### (1) モデル事例創出調査事業

他地域に横展開できるモデル事例を創出するために、計画策定等の初動支援、専門家による伴走支援、コンテンツ造成や販路形成支援を実施。



#### (2) 城泊についての専門家派遣事業

城泊に取り組む意欲がある地方自治体・DMO等に対して、専門家を派遣し、首長や自治体内の担当者等へ理解促進や城泊及び歴史的資源を活用した観光まちづくりを進める助言を行う。



#### (3) 城泊・寺泊・古民家泊の滞在環境・体験コンテンツ整備

上質な観光サービスを求める国内外の旅行者に向けた城泊・寺泊・古民家泊の高質化を目的に、宿泊施設の改修や実証実験、体験コンテンツ造成等を支援。



コンサルジュ  
多言語対応支援



インバウンド化に伴う  
リフォーム滞在環境整備



城主体験



侍体験



座禅・写経体験

### 対象者

- (1) : 地方自治体、観光まちづくり団体等
- (2) (3) : 観光地域づくり法人 (DMO)、地方公共団体またはそれらを含む地域協議会、民間事業者等

### 対象事業

- (1) モデル事例創出調査事業
- (2) 城泊についての専門家派遣事業
- (3) 城泊・寺泊・古民家泊の滞在環境・体験コンテンツ整備

## 支援内容

- (1) モデル事例創出調査事業
  - ・他地域に横展開できるモデル事例を創出するために、計画策定等の初動支援、専門家による伴走支援、コンテンツ造成や販路形成支援を実施。
  - ・採択件数 8地域程度(2000万円・定額)
- (2) 城泊についての専門家派遣事業
  - ・城泊に取り組む意欲がある地方自治体・DMO等に対して、専門家を派遣し、首長や自治体内の担当者等へ理解促進や城泊及び歴史的資源を活用した観光まちづくりを進める助言を行う。
  - ・採択件数 4件程度(専門家派遣のみ)
- (3) 城泊・寺泊・古民家泊の滞在環境・体験コンテンツ整備
  - ・上質な観光サービスを求める国内外の旅行者に向けた城泊・寺泊・古民家泊の高質化を目的に、宿泊施設の改修や実証実験、体験コンテンツ造成等を支援。
  - ・採択件数 8件程度(上限1000万円・補助率：1/2)

## 支援手続スケジュール(予定)

- (1) 募集期間：令和4年4月18日～5月13日
- (2) 募集期間：令和4年5月中下旬(P)～
- (3) 募集期間：令和4年2月10日～3月9日  
事業期間：令和4年3月30日～令和5年3月10日

**【連絡先】 国土交通省 観光庁観光資源課 TEL:03-5253-8925**

○歴史的風致維持向上計画の認定制度

概要

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取り組みを集中的に支援。

事業イメージ

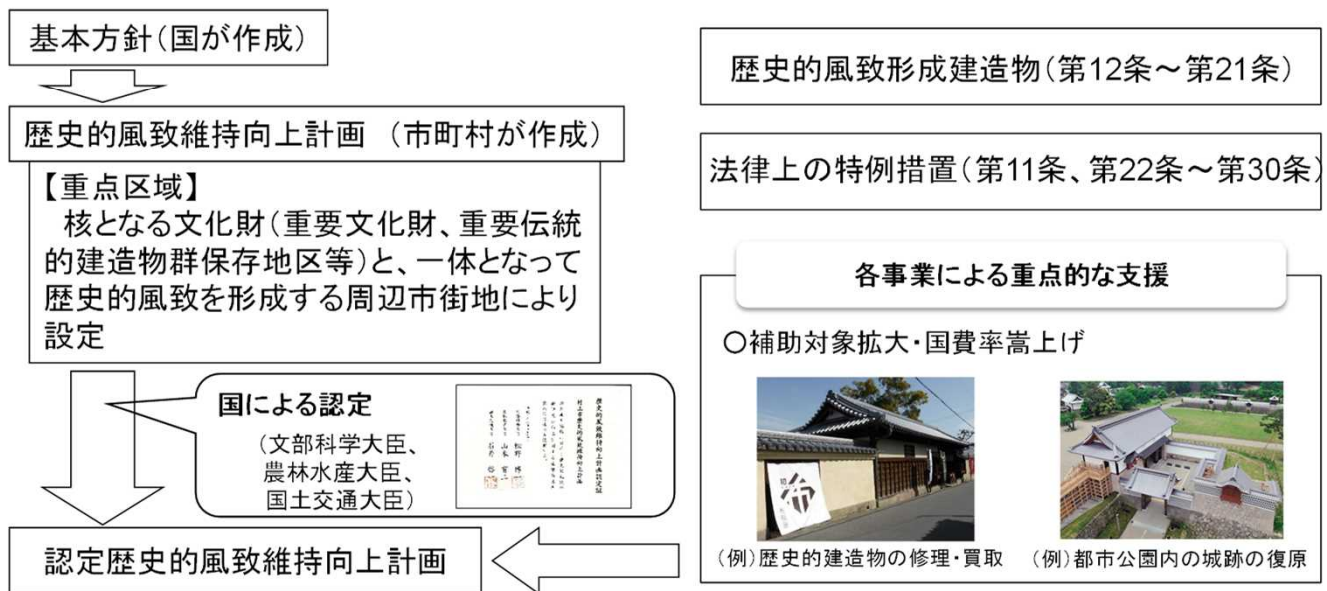
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境



対象者

地方公共団体(市町村)



## 対象事業

歴史的風致維持向上計画の主な記載事項は以下のとおり。

- 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針
- 重点区域の位置及び区域
- 文化財の保存及び活用に関する事項
- 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
- 計画期間(概ね5年～10年程度)等

## 支援内容

歴史的風致維持向上計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。

- 社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援
- 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援
- 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の交付率の拡充(40%→45%)
- 景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援
- 歴史的観光資源高質化支援事業による歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に要する経費の支援

## 支援手続スケジュール

- 随時地方公共団体(市町村)と文部科学省文化庁・農林水産省・国土交通省との事前相談の実施
- 随時地方公共団体(市町村)より、歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 随時文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣により、歴史的風致維持向上計画の認定
- 4月以降地方公共団体(市町村)より、関係省庁に交付申請
- 4月以降関係省庁より、地方公共団体(市町村)に交付

### 【連絡先】

- ・文化庁文化資源活用課 TEL: 03-6734-2415  
URL:[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyousei/shokan\\_horei/bunkazai/rekishifuchi/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyousei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/)
- ・農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 TEL: 03-3502-6004  
URL:[https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b\\_rekimati/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/)
- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL: 03-5253-8954  
URL:<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/>

○ 伝統的建造物群基盤強化

令和4年度予算額：  
1,567百万円

概要

重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。

事業イメージ

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画策定から修理・修景、防災力の強化、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要な保護措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。



対象者

市町村

## 対象事業

- (1) 伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査
- (2) 修理・修景・公開活用整備  
重要伝統的建造物保存地区内の建造物等について、保存修理、修景、公開活用に資する設備の整備、情報発信等を実施し、重要伝統的建造物群保存地区の価値の維持と向上を図るとともに、積極的な利用を推進。
- (3) 防災・耐震  
重要伝統的建造物群保存地区の防災設備設置や耐震診断等。
- (4) 買上  
重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化。
- (5) 先端技術の活用  
3次元計測等の先端技術の活用による防災環境の整備等。

## 支援内容

- 調査、修理、先端技術活用、防災設備等、買上、公開活用  
・・・原則補助対象経費の1/2

## 支援手続スケジュール（予定）

令和4年4月、6月、9月、11月  
令和5年2月初頭  
：交付予定

【連絡先】文化庁文化資源活用課

TEL：03-6734-2834



○ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和4年度予算額  
11,206百万円

概要

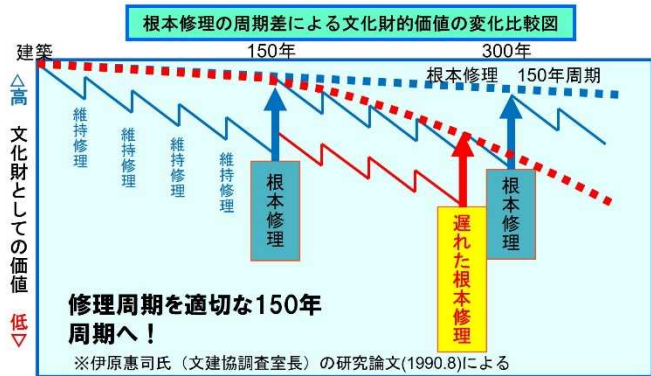
文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。

事業イメージ

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資する。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は380件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。



修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説板等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、新たな体験の場を用意し、文化財への理解を促進するとともに観光振興にも寄与する。



修理現場公開の様子  
本隆寺本堂（京都市）



パンフレット等  
による解説

文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。



門司港城（旧門司城）本屋  
展示解説設備（福岡県）



講義寺本堂  
バリアフリー善哉  
スロープの設置  
（富山県）

文化財の適切な維持管理

危険木の伐採や保存管理施設の設置等を実施し、国宝重要文化財建造物の周辺環境を整備することにより適切な維持管理に寄与する。



保存管理施設の設置



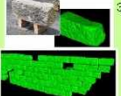
ワイヤーによる支持

先端技術活用

土木構造物や近代の文化財等について3次元計測等の先端技術を活用することで適切な修理時期の把握を行うとともに、修理に必要な調査を事前に行う。



3D計測データを用いた  
モデルイメージ



石材の3次元化とPC上での積み上げ検討

〈適切な周期〉  
根本修理（解体、半解体修理）  
：平均150年周期  
維持修理（屋根葺替・塗装修理）  
：平均30年周期  
適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。



重要文化財 常称寺本堂ほか2棟  
解体修理の様子（広島県）

対象者

文化財の所有者、管理団体など（詳細は要項を参照のこと）



## 対象事業

- (1) 根本修理
- (2) 維持修理
- (3) 特殊修理
- (4) 保存修理（近現代建造物）
- (5) 情報発信  
修理時期を捉えた修理現場の公開等
- (6) 先端技術活用
- (7) 公開活用事業  
文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等
- (8) 環境保全等

## 支援内容

- 修理、情報発信、先端技術活用、公開活用、環境保全等  
・・・原則補助対象経費の1/2

## 支援手続スケジュール（予定）

令和4年4月、6月、9月、11月  
令和5年2月初頭  
：交付予定

【連絡先】文化庁文化資源活用課

TEL：03-6734-2834

○文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

令和4年度予算額：  
2,205百万円

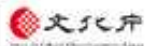
概要

文化財をはじめとする我が国固有の文化資源に付加価値を付け、より魅力あるものにすべく“磨き上げ”る取組を支援し、観光インバウンドに資するコンテンツ作りを進めるとともに、先端技術を駆使した効果的な発信を行い、観光振興・地域経済の活性化の好循環を創出する3つの事業を行う。

事業イメージ

文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

令和4年度予算額（案）：2,205百万円



**日本博を契機とした観光コンテンツの拡充** 令和4年度予算額（案）：1,440百万円

日本博の開催を契機として、これまでにない形で文化資源を活用した観光コンテンツを創出するとともに、戦略的プロモーションを推進し、観光インバウンドの需要回復及び地方誘客・消費拡大を促進

○我が国が誇る文化資源の集中展示やダイジェスト級公演、体験プログラムの創出など日本文化の魅力を実感しやすくなる取組の推進に加え、国内外の多くのカネが自国等でも日本博を楽しめることができるよう、多様なデジタルコンテンツの制作・発信等に積極的・戦略的に取り組む。

○文化庁や管内庁、国立博物館等が有する「地域おこしの文化資源」を活用し、各地域の歴史・文化・風土等の魅力を展示・発信する地方博物館の取組に対して、事業費を一部支援。

○公式ホームページにおける事業の情報発信やデジタルコンテンツの掲載等により、戦略的プロモーションを展開。

<ユニークな企画を活用した展示企画>   
 <自宅等でも楽しめるよう企画をライブ配信>   
 <日本を代表する建築家の展覧会について自宅等からでも鑑賞できるようVRコンテンツ制作・発信>

<RS年度 採択例>   
 ○十日町市博物館   
 「延光社土偶」(東京国立博物館蔵)   
 ○茨城県立歴史館   
 《徳川幕府の御用書生》(三の丸南蔵庫蔵)   
 文化庁国立三の丸蔵庫 有名展示室等から40坪以上小規模文化資源を貸与   
 地域の歴史文化の魅力を発信

DIGITAL GALLERY   
 at J-EXPO

**Living History（生きた歴史体験プログラム）** 令和4年度予算額（案）：713百万円

文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(Living History)を支援することなどにより、文化財のインバウンド活用による地域活性化の好循環を創出

(二条城二之丸御殿において当時の家内の様子を再現)   
   
 (伊賀市南之丸山城跡にて忠義文化体験)

**日本文化の魅力発信** 令和4年度予算額（案）：52百万円

日本政府観光局と連携し、日本文化の魅力を旅前・旅後にオンライン発信することで、上質なコンテンツを求める層の誘客・周遊・リピートを促進

欧米圏をメインターゲットとするウェブコンテンツの洗練・拡充等を外国人目線（ネイティブ監修）で実施。

History and nature harmonize at Tsumago   
   
   
 JNTO Global Home内の特設サイト「Japan Heritage Official」

対象者

地方公共団体、民間事業者 等

対象事業

事業イメージのとおり

## 支援内容

【日本博を契機とした観光コンテンツの拡充】  
募集は終了しております。

【Living History（生きた歴史体感プログラム）事業】  
公募はしておりません。

【日本文化の魅力発信】  
入札は終了しております。

## 支援手続スケジュール（予定）

スケジュールは未定（各事業ごとにご確認ください。）

【連絡先】 文化庁 政策課 03-6734-2809

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和4年度予算額：  
2,070百万円

概要

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の策定・実施のための事業について支援。

事業イメージ



対象者

①② 拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者

対象事業

- ① 認定拠点計画に基づく文化観光拠点施設機能強化事業
- ② 認定地域計画に基づく地域文化観光推進事業



## 支援内容

①② 機能強化事業、地域推進事業  
補助率：補助対象経費の最大2/3

## 支援手続スケジュール

①② 機能強化事業、地域推進事業  
令和4年1月下旬～2月上旬：公募  
令和4年4月上旬：採択

※募集は終了しています  
※2次公募は未定

**【連絡先】**  
文化庁 参事官（文化観光担当） TEL03-6734-4893

農山漁村振興交付金のうち  
**農泊推進対策**

令和4年度予算額：  
9,752百万円の内数

## 概要

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援。

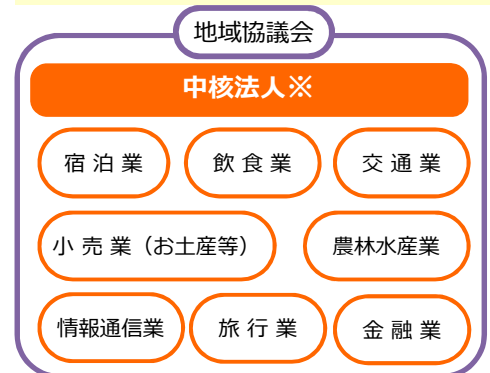
## 事業イメージ

### <農泊（農山漁村滞在型旅行）>



### <農泊推進体制>

多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、法人化された**中核法人**を中心として、**地域が一丸となって取り組む体制**。



※ 中核法人の主たる事業は、農林漁業関連、観光協会等の非営利事業、体験・ガイド、宿泊事業等

## 対象者

1. 農泊推進事業【ソフト対策】：**地域協議会等**
2. 施設整備事業【ハード対策】
  - ① 市町村・中核法人実施型：**市町村、地域協議会の中核法人等**
  - ② 農家民泊経営者等実施型：**地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体**

## 対象事業 (次頁へ続く)

1. 農泊推進事業【ソフト対策】
  - (1) 農泊の推進体制構築や観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援。
  - (2) 実施体制が構築された農泊地域を対象に、インバウンド受入環境の整備やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援。



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発

課題に応じた専門家の派遣・指導

## 対象事業 (続き)

### 2. 施設整備事業【ハード対策】

#### ① 市町村・中核法人実施型

農泊を推進するために必要となる古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援（施設の新築も支援対象に含まれる）。



廃校を改修した大規模滞在施設

#### ② 農家民泊経営者等実施型

地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）。



古民家を活用した滞在施設

## 支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う。

### 1. 農泊推進事業【ソフト対策】

- (1) 事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）
- (2) 事業期間：上限2年間、交付率：1/2等

### 2. 施設整備事業【ハード対策】

#### ① 市町村・中核法人実施型

事業期間：2年間

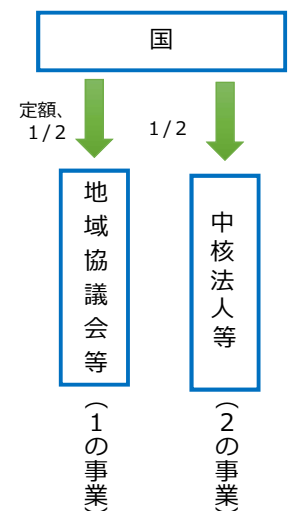
交付率：1/2（国費上限2,500万円※）

（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

#### ② 農家民泊経営者等実施型

事業期間：1年間

交付率：1/2（国費上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）



## 支援手続スケジュール

一次公募：例年2月（4月以降、順次交付決定予定）

予算に応じて二次公募を実施（実施の場合、7月頃を予定）

※スケジュールは予定であり、詳細は随時HPでご確認ください。

### 【連絡先】

農林水産省農村振興局

都市農村交流課 TEL 03-3502-0030

# 新規（再掲）

# ソフト&ハード事業

農山漁村振興交付金のうち

## 農山漁村発イノベーション対策

令和4年度予算額:

9,752(9,805)百万円の内数

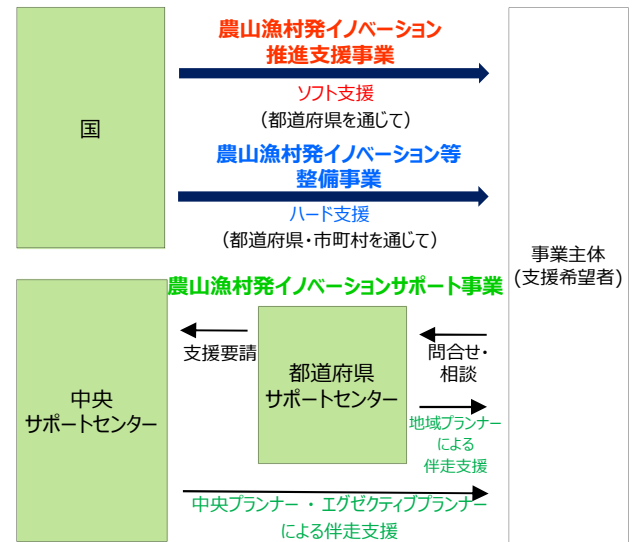
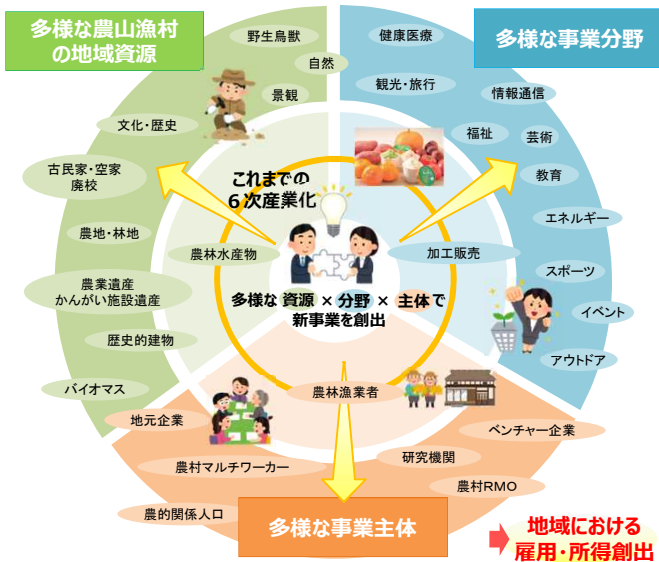
### 概要

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援。

### 事業イメージ

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進

国と中央・都道府県サポートセンターが連携・情報共有しつつ、多様な支援メニューによる地域の実情・ニーズに応じた支援を実施



### 対象者

#### 【ソフト支援】

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業：農林漁業者、市町村、民間事業者等
2. 農山漁村発イノベーションサポート事業
  - ① 農山漁村発イノベーション中央サポート事業：民間団体等
  - ② 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業：都道府県

#### 【ハード支援】

3. 農山漁村発イノベーション等整備事業：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等

### 対象事業 (次頁へ続く)

#### 1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

2次・3次産業と連携した加工・直売にかかる商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、これらにかかる研究開発等を支援。



アロマセラピストと連携  
森林を利用したセラピー事業



原料にこだわり差別化を図ったヨーグルトの開発

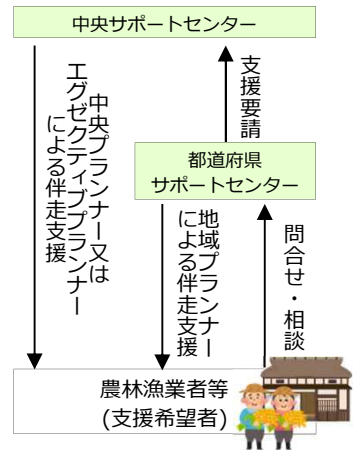


## 対象事業 (続き)

### 2. 農山漁村発イノベーションサポート事業

農山漁村発イノベーションの取組を強力に推進するため、以下の取組を実施。

- ① 農山漁村発イノベーション中央サポート事業  
都道府県サポートセンターと連携した支援や高度な専門家の派遣を通じた重点的な伴走支援、農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援。
- ② 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業  
都道府県サポートセンターによる農山漁村発イノベーションに取り組む事業者への伴走支援や地方公共団体による農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援。



### 3. 農山漁村発イノベーション等整備事業

- ① 定住促進対策型、交流対策型  
都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。
- ② 産業支援型  
農林漁業者の組織する団体等が作成した総合化事業計画等の実現に向けて、農産物加工・販売施設等の整備を支援。



## 支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う。

#### 1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

事業期間：上限2年間

交付率：定額、1/2（上限500万円/事業期間）

#### 2. 農山漁村発イノベーションサポート事業

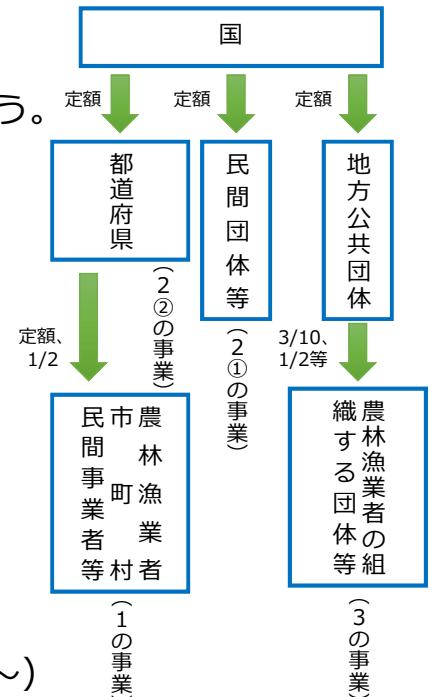
事業期間（①及び②）：1年間

交付率（①及び②）：定額

#### 3. 農山漁村発イノベーション等整備事業

① 事業期間：原則3年間（最大5年間）、交付率：1/2等

② 事業期間：1年間、交付率：3/10、1/2



## 支援手続スケジュール (予定)

以下のリンクのパンフレットをご確認ください。(P10～)

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/index-14.pdf>

※ 農山漁村発イノベーションサポート事業の支援を受けたい方は、都道府県サポートセンターへお問合せ・ご相談ください。

### 【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL:03-6744-2497  
地域整備課 TEL:03-3501-0814